

運営規程

あさぎ訪問看護ステーション

第1条（事業の目的）

この規程は、あさぎ株式会社が設置するあさぎ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）における職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、介護保険法に基づく指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護、並びに健康保険法その他関係法令に基づく訪問看護の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 ステーションは、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の状況、生活環境及び意向を踏まえた適切な訪問看護を提供するものとする。
- 2 ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。
- 3 ステーションは、利用者の生活の質の確保及び向上を図るとともに、健康管理、療養生活の支援、日常生活動作の維持又は回復、在宅医療の推進及び家族支援に努めるものとする。
- 4 ステーションは、関係区市町村、保健所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、医療機関、薬局、介護サービス事業者その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 ステーションは、正当な理由なく訪問看護の提供を拒否しないものとする。
- 6 ステーションは、関係法令、告示及び通知を遵守し、適正な事業運営に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 あさぎ訪問看護ステーション
- （2）所在地 東京都新宿区高田馬場4-18-10 サンハイツ高田馬場901

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 保健師又は看護師 常勤1名

管理者は、ステーションの従業者及び業務の管理を一元的に行い、適切な事業の運営が行われるよう必要な指揮命令を行うものとする。ただし、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- （2）看護職員 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（うち常勤1名以上）

看護職員は、主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供する。看護師又は保健師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。准看護師が訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関与する場合は、管理者又は適切な看護職員の指示のもとに行うものとする。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要数

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問看護の一環として、主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、必要なリハビリテーションを提供する。

(4) 看護補助者 必要数

看護補助者は、看護師等の指示のもと、必要な補助業務を行う。

(5) 事務職員 必要数

事務職員は、請求、記録管理、連絡調整その他事業運営に必要な事務を行う。

第5条（営業日及び営業時間等）

1 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後6時までとする。

2 ステーションは、利用者又はその家族からの電話等による連絡に常時対応できる体制を整備する。

3 ステーションは、必要に応じて、営業時間外においても連絡対応又は訪問対応を行うものとする。

第6条（訪問看護の内容）

訪問看護の内容は、次のとおりとする。

(1) 病状及び全身状態の観察

(2) 清潔、食事、排泄、移動、服薬、療養環境の整備その他療養上の世話

(3) 褥瘡の予防及び処置、カテーテル管理、点滴管理、吸引、在宅酸素療法その他主治医の指示に基づく診療の補助

(4) 日常生活動作の維持又は回復を目的としたリハビリテーション

(5) 家族等への療養上の指導、相談及び支援

(6) ターミナルケア

(7) 関係機関との連絡調整及び情報提供

(8) その他主治医の指示に基づき必要と認められる看護

第7条（利用料その他の費用の額）

1 ステーションは、介護保険法、健康保険法その他関係法令に基づき定められた額の支払を利用者から受けるものとする。

2 介護保険による訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額に利用者の負担割合を乗じた額を徴収するものとする。ただし、支給限度額を超えた場合又は保険給付の対象外となるサービスを利用した場合は、当該費用の全部又は一部を利用者の自己負担とする。

3 医療保険による訪問看護を利用する場合は、健康保険法その他関係法令に基づく利用者負担額を徴収するものとする。

- 4 ステーションは、基本利用料のほか、次に掲げる費用について、重要事項説明書及び料金表に定める額の支払を利用者から受けることがある。
 - (1) 訪問看護と連続して行われる在宅での死後の処置
33,000円(税込)
 - (2) 通常の事業の実施地域を越えて訪問看護を提供する場合の交通費
実費相当額
 - (3) 保険適用外サービス
別途料金表に定める額
 - (4) その他、利用者の選定により提供される保険給付対象外のサービスに要する費用
別途説明し、同意を得た額
- 5 利用料その他の費用の内容及び額は、重要事項説明書及び料金表により利用者に明示するものとする。
- 6 利用料及びその他の費用の額は、制度改定、料金表の改定その他必要な理由により変更されることがある。この場合、ステーションは、あらかじめ利用者又はその家族に説明するものとする。

第8条(通常の事業の実施地域)

- 1 通常の事業の実施地域は、次の区域とする。
 - (1) 新宿区全域
 - (2) 中野区のうち、松が丘、東中野、上高田、中央、中野
 - (3) 豊島区のうち、高田、目白、雑司が谷、南池袋、西池袋、南長崎
 - (4) 文京区のうち、目白台、関口、音羽
- 2 前項に定める実施地域内であっても、職員体制、利用者の状況、訪問経路その他の事情により、個別に提供の可否を判断することがある。
- 3 通常の事業の実施地域を越えて訪問看護を提供する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に説明し、同意を得たうえで、交通費の実費相当額を徴収することがある。

第9条(緊急時等における対応方法)

- 1 看護師等は、訪問看護の提供中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し、指示を求めるとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 主治医への連絡が困難な場合又は緊急性が高い場合は、利用者の家族、救急機関その他必要な関係機関へ連絡し、救急搬送その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 前二項の対応を行った場合は、速やかに管理者へ報告し、対応内容を記録するものとする。
- 4 主治医及び緊急連絡先については、事業所において適切に記録及び管理し、緊急時に参照できる体制を整えるものとする。

第10条(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 1 ステーションは、利用者の人権擁護、虐待の防止及び虐待の早期発見のため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知すること。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 3 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他情報通信機器を活用して開催することができるものとする。

第11条（その他運営に関する重要事項）

- 1 ステーションは、勤務体制の確保、研修機会の確保、衛生管理、感染症の予防及びまん延防止、業務継続、揭示、秘密保持、苦情処理、事故発生時の対応、身体的拘束等の原則禁止、記録の整備、会計の区分その他事業運営に必要な事項について、関係法令及び必要に応じて別に定める指針、規程、マニュアル等に基づき適切に実施するものとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、関係法令及びあさぎ株式会社とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程の改訂版は、令和8年7月1日から施行する。

【改訂履歴】

第1版 令和6年6月1日 新規作成

第2版 令和8年7月1日 制度改定等に伴う一部改定